

第22回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年5月31日（火）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第22回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年5月31日（火）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 宋戸幸男、大塚信美、石井朝康、苅部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、石井勝、宮川喜久、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長職務代理者 高橋昌規、鈴木利彰、本澤絢子

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積について
5. 協議事項
 - (1) 令和4年7月の総会日程（案）について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」の開催について
 - (2) 都内農産物等の放射能検査について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆さん、すみません、まだ会長は来られていないんですけども、ちょっと手違いがございまして、今、JAからこちらに向かっているところで、先に進めておいていただけないかという話なんですけど、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 それでは、定刻前ですけども、全員おそろいになっておりますので、第22回世田谷区農業委員会総会を始めさせていただきたいと思っております。

それでは、課長、お願いいたします。

○事務局 ただいまより第22回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

それでは、次第2の会長挨拶から通常始めさせていただいておりますが、今回はこのまま議事の審議に入らせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、本日は高橋昌規会長職務代理者が全国農業委員会会長大会に出席いただいております。それから、鈴木利彰委員、本澤絢子委員が欠席されております。会長はまだいらしていませんが、今現在、過半数の出席がございしますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、石井朝康委員、苅部嘉也委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思っております。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が5件、第5条が5件となっております。

それでは、事務局から報告をさせていただきます。

それでは初めに、第4条、第5条の説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手続、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないとなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出につい

て。

受付番号4-4-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-3をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 1-4をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-4。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-5をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-4。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-5。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-5をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-6。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

それでは、こちらで以上、第4条、第5条、第2号議案は終了いたします。

何かこの件でご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○事務局 それでは、よろしければ第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願が1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が5件、それから、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてがでございます。

それではまず、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適

用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

それでは、この件につきまして調査をされました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○事務局 どうもありがとうございます。

この件につきましてご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○事務局 意見がないようですので採決をさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局 それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

それでは、事務局から報告いたします。

こちらは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。この証明願について簡単に説明をさせていただきます。生産緑地には転用の制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従

事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

それでは、この件につきまして調査をされました植松委員からご報告をお願いいたします。

○植松委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

この件につきましてご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○事務局 意見がないですようですので、採決をさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○事務局 それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1 件目を事務局から説明いたします。

それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

それでは、この件について調査をされました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

この件につきましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○事務局 意見がないようですので、採決をさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○事務局 それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明させていただきます。

お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

それでは、この件につきまして調査をされました大塚信美委員、調査の結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

この件についてご意見等ございましたら、お願いいたします。

○宮川委員 これは調査日は20日でよろしいですか。

○大塚委員 はい。

○宮川委員 では、この16日というのは違うんですか。

○大塚委員 これは間違いですね。

○宮川委員 No.5-1もそうです。

○事務局 No.5-1、No.5-2とも調査日が5月16日になっておりますが、5月20日への訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○大塚委員 すみません。間違えました。

○事務局 ほかに何かご意見等なければ。

(「なし」の声あり)

○事務局 それでは、採決をさせていただきたいと思います。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局 それでは、証明書を発行することといたします。

それでは、続きまして3件目を事務局から説明いたします。

お手元の資料No.5-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

それでは、この件につきまして調査されました海老澤健委員に調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご意見等ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○事務局 意見がないようですので、採決をさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局 それでは、証明書を発行することといたします。

宍戸会長が到着されました。

○宍戸会長 大変遅参しまして、ご迷惑をおかけしてすみません。別件の職務で遅れてしまつてすみません。議事も進んでしまひまして、途中からの議長を務めさせていただきますが、すみませんがよろしくお願いいたします。

○事務局 では、資料No.5-4の案件から、会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 では、議長を替わりまして進めさせていただきます。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました橋本正志委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○橋本委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員が本日欠席、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、鈴木委員より頂いております報告書を代読させていただきます。

(事務局より、委員からの調査報告について代読)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてを上程

いたします。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。第3号議案農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について、ご審議をお願いするところでございます。

これは、第3条の申請があった際、その要件に下限面積がございますが、その面積を検討するもので、毎年この時期に農業委員の皆様にご審議をいただいている案件でございます。昨年の5月もお諮りいたしました、年1回の審議となっております。

ただ、下限面積については撤廃となる予定で、改正法案の施行は令和5年4月が予定されております。したがって、今回の下限面積の決定につきましては、来月採決をし、面積を決定してホームページで発表いたしますが、来年4月の改正法施行までの世田谷区独自の下限面積となります。

それでは、改めて概要についてご説明を申し上げます。

まず、資料の1ページ、1の主旨についてですが、これは、農地法第3条第2項第5号に規定する農林水産省令で定める基準に従い、世田谷区の農業委員会が30aに設定した下限面積を修正するかどうかについての審議を求めるところでございます。

今回審議を求める理由につきましては、2の審議を求める理由に記してございますが、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内または一部について、これらの面積——これらの面積とは北海道では2ha、都府県では50a——の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積と制定できることとなり、世田谷区の農業委員会では別段の面積を世田谷区全域で30aとすることを定め、平成24年6月に公示をいたしました。

委員会では毎年、下限面積——別段の面積といいますが、こちらの設定または修正の必要について検討し、当該検討結果を公表することとされているために、今回も審議を求めるところでございます。

続きまして、同じ1ページの3、審議する内容といたしましては、新規就農を促進するために適当と認められる面積は幾つかという部分で、①現在は世田谷区全域となっている区域を修正する必要があるかどうか、②現在は30aとしている下限面積を修正する必要があるかどうかという部分についてご審議をいただく内容となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。4の設定できる別段の面積の範囲について説明を

させていただきます。自然条件から見て概ね同一と認められる地域で、面積を単位はアールで10 a 以上、その地域で設定しようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、農地を耕作の事業に供している者の総数の概ね100分の40を下らないように算定することとなっております。

続きまして、5の区内の耕地面積別農家数の状況について説明をさせていただきます。7ページに表を載せてございます。併せてご覧いただければと思います。7ページをご覧下さい。こちらは、令和2年の農林業センサスデータによりますと、世田谷区の農業経営体戸数は187戸で、その40%の数値は74.8になります。すなわち、75戸以上になれば40%は下回らないということになります。7ページ上の表をご覧下さい。その中で10 a 未満が6戸、20 a 未満を含めると延べ59戸に、30 a 未満を含めると延べ102戸ですので、30 a 未満が設定できる面積となります。

また、参考資料となりますが、(2)農家基本調査のデータ、8ページの表になりますが、直近の調査、令和3年8月の世田谷区農家基本調査データによりますと、世田谷区の農業戸数は301戸で、その40%は120.4となりますので、121戸以上になれば40%を下回らないということになります。その中で、10 a 未満が3戸、20 a 未満の延べ数が119戸、30 a 未満の延べ数が190戸ですので、20 a 未満が2戸不足しておりますが、概ねという範囲では設定できる面積となります。すなわち、別段の面積の設定につきましては、直近の農林業センサスデータによりますと30 a、直近の農家基本調査データによりますと20 a または30 a が設定できる数値ということになります。

このほかの資料では、平成24年5月総会開催時の下限面積の制定理由、それ以降の下限面積の審議結果、ご審議いただいた後の手続の流れ等を記載しております。ご参考にしていただければと思います。

最後に、9ページの参考資料としておつけした中で、まず1の都内のほかの自治体の設定状況を記載しております。2つ目といたしまして、世田谷区における別段の面積を設定するメリットとデメリットを挙げさせていただいております。なお、実際第3条の申請があった際の運用ですが、既に皆様ご存じだと思いますが、不許可の例外のただし書というのがございます。これは、下限面積以下であっても、二毛作等で集約的に農地を利用する場合、面積を加算するというものです。ですので、下限面積以下だったがために不許可になったというケースは今までにはございません。

駆け足でございますが、事務局の説明は以上となります。

○宍戸会長 この件について、毎年この時期に総会において農業委員会の皆様にご審議いただいている案件であり、先程事務局から説明がありましたとおり、審議いただく1点目は、別段の面積を定める設定区域を世田谷全域としてよいかどうかということと、2点目は、現在30 aとして設定されている下限面積を修正する必要があるかという点です。

この2つについて決定し、事務局から審議結果の公表を行っております。本件につきましては、来年4月までの下限面積となりそうですが、委員の皆様にご判断をいただきたいと思っております。

本日はこの提案内容をお持ち帰りいただき、次回6月総会時に改めて審議させていただきたいと思います。委員の皆様には次回までに考えをまとめていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 賛成をいただきましたので、それでは、次回の再審議といたします。次回の総会時に大塚信美委員から時計回りで各委員に意見をいただき、最終的には挙手により決定したいと思います。

本件に関してご質問等がありましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 9ページの参考の、勉強したいんですが、4番で、先程言われましたが、農地法第3条第2項第5号の要件については撤廃する予定となっている、令和5年4月になると見込まれていると言うんですが、これをもう少し詳しく、要は、これを今決めるのは来年なくなってしまう、そういう意味ですか。よく教えてもらえませんか。

○事務局 情報ソースがまだ少ないんですけども、今年3月の農業新聞に法案として出されたと聞いていたんですが、それ以降何も情報がなかったんですけども、農業会議から最近、ある文書が回ってきて、来年度施行されるので下限面積がなくなるというふうな情報が来ております。聞くところによりますと、東北地方で農地付住宅というのが売り出されて、下限面積を1 aにする自治体が出てきたそうなんです。それが直接的な原因なのかどうか知りませんが、それで下限面積については廃止になるというようなニュアンスのことを聞いております。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにご質問がなければ、これをもちまして農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についての審議を終わります。

これもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年7月の総会日程(案)についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7、令和4年7月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、6月28日火曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎での開催が決定しております。会議室につきましては、極力広い部屋を取りたくて調整中というふうに申し上げましたが、5階の会議室しかご用意できませんでした。改めて6月の総会は三軒茶屋分庁舎5階会議室でご案内をさせていただきます。

また、令和4年7月の開催日時につきましては、7月25日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催を予定してございます。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程案については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議がないので、原案どおり決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)、(2)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」の開催についてです。

内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、6月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

続きまして、お手元の資料No.9、それから今日追加で配らせていただきました資料No.9の追加資料をご覧ください。東京都の放射性物質の検査結果となります。

こちら5月19日付と5月26日付の調査結果が参っております。今回、26日の方に検体品

目に世田谷産ジャガイモがございますが、セシウム-134、137とも検出はされておられません。

事務局からの報告事項につきましては以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

次第7のその他についてですが、何かございますでしょうか。

○事務局 事務局からよろしいでしょうか。

○事務局 では、A3縦の農業用等施設の設置に関する判断状況に関するたたき台という資料をご覧ください。こちらの資料について概要を私から説明をさせていただきます。

先月の総会で海老澤委員から、事務局が作った一覧表と海老澤委員の方で作られた一覧表を融合したものを作成するようというご指摘がございましたので、事務局で作ったものを基に、海老澤委員に作成いただいた資料のエッセンスを入れて、農業用等施設の設置に関する判断状況に関するたたき台という形で作成をいたしました。

一部、東京都農業会議に内容を確認中のものがあり、そちらは三角の括弧書きで記載をさせていただいておりますので、ご了承下さい。

また、こちらに載っている根拠法令として記載しているものに関しましては、別途、皆様のお手元に法令の抜粋した資料、通知をお渡ししていますので、ご確認下さい。こちらに関しましては先月の総会でご質問のあった法令の方にどういった内容が書いてあるのかというものも兼ねておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上となります。

○宍戸会長 海老澤委員と事務局と多少相違はありますが、これは、やっぱり完全にできませんと言えない部分もあるので多少違っておりますが、もし海老澤委員の意向で、事務局がどうしてもこれは結論が出せないというものが必ず出てくると思うんです。その差をこれから農業委員会で、みんなでどうしようかという話を協議しながら前に進めることがやっぱり農業委員会として必要なことだと私は思っておりますので、海老澤委員の主張も皆さんはよく分かっていると思いますので、これから、いろんな意見がありましたら、皆さんで協議して、これは求めていこうというものに関しては、どんどん東京都だったり全国に意見を出すような形をこれから取っていきたいと思います。

これにも×、○というのがちょっと違う部分がありますから、これは必ず○にしたいという気持ちは多分皆さんあると思うんです。ですから、この差は、どうしてもその立場から○がつけられない部分もありますので、この×を○にするにはどうしたらいいかというのをやはり皆さんで考えて前に進めるような方向性にしていくことが私は重要だと考えております。

また、これに対してご意見ありましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。○事務局 事務局から一つ補足させていただきますと、今回○をつけさせていただいたものというのは、全てこの関連根拠法令等の根拠、つまり生産緑地法だったり、租税特別措置法施行令、また農地法、通知文、13経営第6953号通知というものの中に左側の施設種類として記載があるものに○をつけさせていただいております。ビニールハウス等は○がついています。なので、この関連根拠法令の中に設置が可能だというふうに書かれているものに○をつけているというような考えでこの表は作られておるという状況です。

先程、関から説明があった三角括弧というのは、例えば納税猶予を受けている生産緑地への設置の可否、左から2つ目の○の縦のところの選果場（共同利用）については、今、東京農業会議に確認しているということで記載させていただいております。あと、一番最後の※4についても、先日、海老澤委員から記載をさせていただいたコメントについても東京農業会議に確認しておる最中ということです。あと、加工所のところです。×がもう一つ三角括弧がついているのがあると思いますけれども、そちらが今確認中で、その3点が確認中という状況です。

補足は以上です。

○宍戸会長 海老澤委員、どうぞ。

○海老澤委員 関さん、いろいろご苦勞いただきましてありがとうございます。大分これで分かりやすくなったと思います。助かります。

それで、今、宍戸会長が言われたように、やっぱり○か×かはよく分からない、グレーな部分というのはあると思うんです。それで、先月の農業委員会総会でも、○○の中にも井戸があったりとか、可搬型の簡易トイレがあったりとか、ビニールハウスを簡易な資材置場にしているとか、そういう部分は法令には書かれていないんですけれども、実際農家の方はやられているという状況かなと思うんです。あと、納税猶予を受けている畑でも、やはり可搬型のこんなちっちゃな屋台を置いて、そこで売られている方も結構たくさんいるので、それは法令に書かれていないから結構グレーなところなのかもしれないですけれ

ども、その辺をどう世田谷区農業委員会で考えるかということだと思っただけですけども、現行やっぴりあるような法令に抵触しない部分はいいんじゃないのかなと思っただけです。

○宍戸会長 この世田谷区の中で市民農園、貸借農地は企業が借りて、その中にやっぱりトイレだったり水道だったり、いろんなものが設置されているところを農業委員会で見に行くと、これはおかしいんじゃないかという主張はさせていただいたんです。その後、税務署さんの方にその意向を聞いていただいたりした中で、それが一応通っているという話はいただいたので、それがその税務署さんの中だったらそれは通るかもしれないけれども、また違った税務署になった場合には、必ずしもそれが通るという保証がない訳です。

ですから、そこをやっぱり私たちが、その2つの方向性があるというのは絶対あつてはならないことだと私も思いますので、そういう部分がまた多分これからいろいろと出てくると思っただけですけども、その中で完全にできますというものをうたえればいいんですけども、やっぱりあやふやな状態でオーケーを出す訳にもいきませんので、そこにも何かあったら皆さんで協議して、それを正当化させるような方向性にこれからしていきたいと思うので、意見は必ず分かりますけれども、やっぱりこれをみんなでいい方向に話し合いながら進めていきたいというのはこれからやらなくてはいけないことだと思っただけです。よろしいでしょうか。

○真鍋委員 せっかく東京都農業会議に確認中のこれがあるんですから、印がない個別判断と書いている井戸等も東京都農業会議には聞かないんですか。答えられないから聞かないの。それとも聞く気が……。

○海老澤委員 東京都農業会議の資料に井戸もいいと書いてあります。聞いた方がいいと思います。

○真鍋委員 じゃ、ここらも、この空欄のところを聞いてもらえませんか。せっかく農業会議で聞くんだったら。

○海老澤委員 井戸も入っていたと思っただけです。納税猶予を受けている畑でも井戸はいいと書いてありました。

○事務局 今、個別判断と書いているものについては、この表を作ったときのものなんですけども、根拠のところには○がついていないけれども、現在生産緑地である場所への設置の可否のところには○がついているものが個別判断という書き方を今させていただいて、趣旨としては、例えば休憩所という文言はこの根拠の中にはどこにも書いていないけ

れども、実情としては、これは生産緑地である場所への設置が可だということで行っているものということで、疑義なく行っている、判断しているということで書かせて……。

○真鍋委員 例えば井戸について、下から2番目、相続税納税猶予を受けているところは無印ですよ。その下の移動できる直売所については農業会議に確認中とあるじゃないですか。ついでに井戸も確認してもらえませんかというお願いなんです。だから、こういう空欄になっているところを……。

○事務局 根拠があるかどうかを。

○真鍋委員 いや、根拠というより、農業会議はどういう見解を持っているのかを聞いてもらえませんかという要望です。

○事務局 世田谷農業委員会としてはオーケーで今までやってきているけれども……。

○真鍋委員 その前提よりも、そうじゃなくて、空欄になっているものを農業会議に……。

○事務局 全てということですね。

○真鍋委員 はい、そういうことです。

○事務局 承知しました。それは確認していきます。ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○海老澤委員 あと、この件と違うことでもいいですか。この前の総会の際に最後、時間がなくて質問が途切れてしまったんです。

今年3月31日の第20回の総会の際のその他の事項で、私からの宿題の件で、荒井次長さんに説明いただいたところで確認したいんですけども、今そのときの議事録のコピーがあるのでそれを読みますと、「ちょうどいい事例と言ったら変なんですけど、今出ているのは599㎡の生産緑地に販売所、それから作業所、延べ床30㎡弱のものを建てるということ」というお話があったんですけども、この農地というのはまず一つ、どんな条件の農地か。納税猶予を受けているのか、受けていないのか。あと、位置関係として、ご自宅のすぐ隣にあたりするのか、離れた単独の農地なのかということと、その農家の方にどう質問されて、どう回答、説明したのか。そのほかの部分の話は結構なので、農業委員会としての部分として純粋にお答えいただきたいんですけども、教えてほしいんです。

○事務局 ごめんなさい、今、私はそれを覚えていないので、確認をして次回報告します。

○海老澤委員 では、議事録に出ているので、次回の農業委員会で結構ですから、説明してもらいたい。ちょっと変だなと思ったところがあったので。次回、ご回答いただく。

○菅沼委員 次回、事務局として説明して。

○宍戸会長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にほかに意見がないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。

それでは、今日は職務代理が欠席ですので、黒岩さや香事務長より閉会の挨拶をお願いいたします。

○事務局

(黒岩事務長あいさつ)

この議事録は、令和4年5月31日(火)開催の第22回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男